

「(仮称) 子ども憲章」制定に向けた取組について (報告)

1 概要

子どもを地域社会全体で見守り、育てていくため、子どもや子育てに対する認識を共有する「(仮称) 子ども憲章」の制定に着手する。

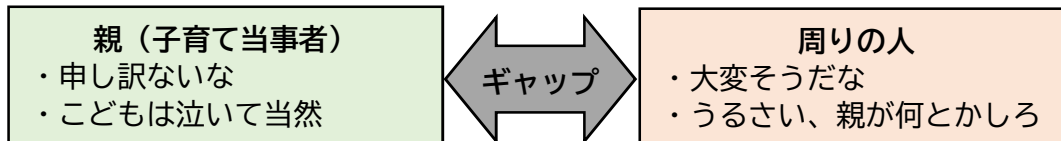
2 制定の目的

地域社会全体で子どもに関わり、見守り、育てるという気運を醸成する。

3 内容のイメージ

(1) 日常生活の中で、子ども自身や子育てに関わる方、関わっていない方の子どもや子育てに対する思いや価値観の違い(ギャップ)が、できるだけ縮まり、多くの人が言葉として共有できるもの。

【例：電車の中で子どもが大泣きしているケース】



⇒ギャップを縮め、「お互いに気遣いできるやさしい社会」へ

(2) 他の事例も踏まえながら、日常生活に近いやわらかい言葉で編成する。

※以下、一部抜粋

【参考1：子どもを共に育む京都市民憲章 (京都市：H19年制定)】

- 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。

【参考2：北九州市子どもを育てる10か条 (北九州市教育委員会：H15年制定)】

- 朝は明るく笑顔で「おはよう」
- 家族にも「ありがとう」と「ごめんなさい」
- 子育ては誉める・叱る・見守る・抱きしめる
- 聞くときは、子どもの目を見て心を聴いて

4 今後の予定

子ども自身や子育てに関わる方、関わっていない方など、異なる世代・立場の方々から、幅広く意見を聞きながら制定する。

○令和5年8月上旬～ 一般向けアンケート（Web）調査の実施
子どもアンケート調査の実施
関係団体等からヒアリング
子どもや若者ワークショップの開催
有識者等からの意見聴取
シンポジウムの開催 等

○令和6年夏頃目途 （仮称）子ども憲章の制定



子どもを共に育む京都市民憲章

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、
愛し、慈^{いっく}しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。

そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを
大切にして、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、
京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、
子どもを見守り、褒^ほめ、時^{しか}には叱り、共に成長していくことが
求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、
命と健やかな育ちを脅^{おびや}かすものに対して、毅然とした態度で
臨^{のぞ}む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、
学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆^{きずな}を結び、
共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

わたくしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆^{きずな}を大切に
します。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げ
ます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを
優先します。

(平成19年2月5日制定)

北九州市 子どもを育てる 10 か条
(平成15年度制定)

- 1 朝は明るく笑顔で「おはよう」
- 2 家族にも「ありがとう」と「ごめんなさい」
- 3 子育ては 誉める・叱る・見守る・抱きしめる
- 4 聞く時は 子どもの目を見て 心を聴いて
- 5 食事が楽しみな家庭にしよう
- 6 大切にしたい 物より体験
- 7 まず親が きちんと実行 社会のルール
- 8 声かけて 地域の宝 子どもたち
- 9 教えよう 平和といのちと助け合い
- 10 子どもと夢を語り合おう